

半田市へ移住し、就業・起業した方を支援します

東京一極集中の是正、地方の担い手不足に対処するため、東京圏から移住し、就業・起業された方に移住支援金を支給します。

補助金の額

◇世帯の場合

1世帯につき100万円

◇単身の場合

1人につき60万円

受付期間（令和元年度支給分）

10月中旬までを予定しています。受付期間終了後の申請分については、原則として、令和2年度以降の支給となります。

※支給要件や申請方法等については、市ホームページ（「移住者就業起業促進事業費補助金」で検索）でご確認頂るか、経済課まで直接ご連絡ください。

問い合わせ

経済課 ☎0634



店舗の新設や改装に係る工事費の一部を補助します

半田商工会議所では、半田市の中心市街地をはじめとする対象区域において、商業の活性化を図るため、商業施設の新設または改装をされる方に対する補助制度を設けています。詳しい内容は、半田商工会議所までお問い合わせください。

募集期間

12月31日まで

※募集期間内であっても、予算の範囲を超えた場合はその時点で募集を締め切ります。

募集業種

小売業、サービス業、飲食業など ※右記業種であっても、対象とならない場合があります。

問い合わせ

半田商工会議所 ☎0311

下水道が使える区域の方へ

下水道への接続が義務づけられています

下水道が整備された区域内では、建物の所有者はすみやかに下水道へ接続することが法律（下水道法10条）で義務づけられています。現在、整備区域内の85%以上の方がすでに下

水道に接続しています。未接続の方は、下水道への接続をお願いします。また、下水道への接続の手続きの方法やお問い合わせの多い内容について、分かりやすく説明した動画を作成しましたので、ぜひご視聴ください。

※下水道の接続については、下水道課またはお近くの半田市指定工事店へご相談ください（市ホームページで「指定工事店」で検索）



▲下水道PR動画

下水道に関する展示を行います

9月10日は下水道の日です。下水道について学びましょう。

期間 9月2日（月）～9月10日（火）

場所 市役所多目的ルーム（1階）

内容 下水道パネルなど

問い合わせ

下水道課 ☎0675

下水道が使えない区域の方へのお願

合併処理浄化槽への切替えをお願いします

公共下水道整備予定区域外において、し尿汲取り世帯及び単独処理浄化槽設置世帯の方は、川や海の汚染

防止のため、合併処理浄化槽への切替えをお願いします。

浄化槽は年1回以上の清掃が法律で義務付けられています

清掃を怠ると浄化槽の機能に支障をきたし、悪臭の原因となります。

清掃していない期間が1年以上経過している場合は、左記の業者へお問い合わせいただき、早めに清掃を実施してください。

浄化槽清掃業者

業者名	所在地	電話番号
東海衛生(有)	半田市	0569-21-3591
オオブユニティ(株)	大府市	0562-47-0535
大昭工業(株)	名古屋市	052-503-5311
中衛工業(株)	名古屋市	052-811-8111

問い合わせ

クリーンセンター ☎3567